

堂本知事と農業会議は 農地強奪に 加担してはならない！

開墾から親子3代90年 守り続けた農地

耕作権解除の申請書に重大な誤り

8・11農業会議での拙速決定を許すな！

裏面をご覧ください



開墾した農地を大切に守り続けた
故・市東孝雄さん

市民のみなさん。いま、一人の農民の農地が成田空港会社によって強引に取り上げられようとしています。場所は成田市天神峰。畑の一部が空港用地にかかっていることから、空港会社が農業委員会に「耕作権解除」の申請書を提出し、農業委員会はまともに調査もせず、堂本知事に送付しました。8月11日の農業会議で、その決定を強行しようとしています。これがもたらすことは、流血の犠牲をともなう強制執行です。許してはなりません。

●苦労の末に荒れ地を開墾

問題の土地は、天神峰の専業農家・市東孝雄さんの祖父・市太郎さんが、大正時代に苦労の末に原野を切り拓き、休むことなく耕し続けてきた農地です。戦後の農地解放で無条件に自作地となるべき土地でしたが、解放が適正になされず、不当に小作地とされてきたものです。農地は親子3代90年間、大切に守り継がれてきました。

この農地を空港公団（現・空港会社）が、違法な手続き（裏面の注2）で旧地主から買収したことから、「地主」となった空港会社が、今回、「耕作権解除」の手続きに踏みきったのです。

●堂本知事と農業会議は申請を却下すべきです

農地法の大原則は「農地は耕作者みずからの所有とする」です。単なる土地の貸借ではなく、荒れ地を開墾し90年間も守り続け、生活の基盤としてきた農地を、耕作者の意志に反して、非農耕者であるNAAが強制的に取り上げることなど、そもそも許されることではないのです。

しかも申請書には位置の特定に重大な誤りがあります（裏面の注1）。農民を守る立場の農業会議が、まともに調べもせず、農地強奪の扉を開けるなど言語道断です。堂本知事と農業会議は、事実を詳細に調べ、申請を即刻却下すべきです。

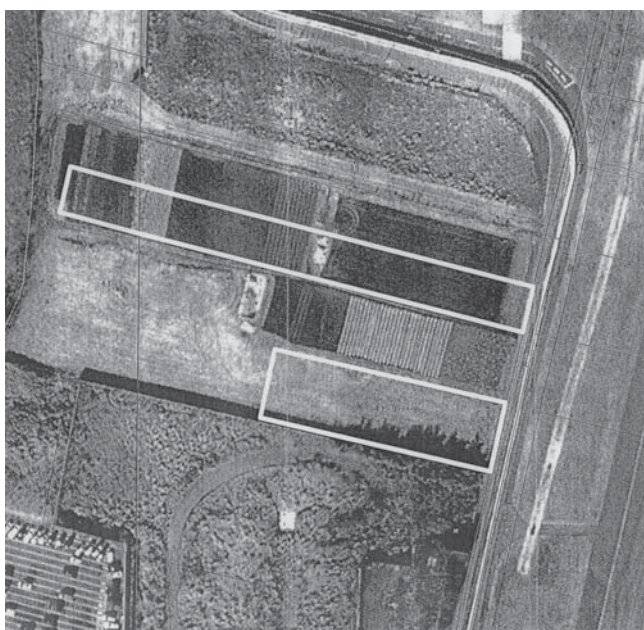
申請書に重大な誤り！

畑の位置特定が、公図とも耕作実態とも違う

■注1■

成田空港会社が農業委員会に提出した申請書には重大な錯誤（誤り）があります。航空写真による畑の位置の特定が、法務局の公図や実際の耕作状況とまったく違っているのです。

左の航空写真が、空港会社が申請書に添付した畑の位置の特定図です。白い線で囲ったのが空港会社が指定する市東さんの耕作地なのですが、公図との比較では2カ所とも北（上方）に平行移動した場所になり、それが耕作実態とも合致します。こんなデータラメな書類がともに調べら



航空写真による位置の特定図。白く囲ったのが小作地とされ地番が付されているが、法務局の公図とまったく違っている

れもせず、申請からわずか1カ月で、農業会議が農地取り上げを答申するなどというところが、許されてよいはずはありません。

**農業会議が農家を守らなければ
どうして耕作権が守れるのか？！**

農地は単なる土地ではなく、戦後の解放運動が生み出した農地法によって守られています。市町村の農業委員会と県農業会議は農民を守る立場にたつ公選機関です。その農業委員会と農業会議が事情も聞かず実地に調べることもしなければ、農民の権利は守ることはできません！



「強制的手段の放棄」の公約破り

空港会社が農地強奪に走る理由

上の写真は成田空港暫定滑走路の欠陥である「へ」の字誘導路です。下から白く突き出しているのが本来あるべき誘導路。市東さんの畑と現闘本部、一坪共有地を避けて無理矢理つくったため曲がっています。現在、空港会社は地元住民の声をおしつぶして、滑走路を北に伸ばす計画を進め、「へ」の字も直線化しようとしています。「強制的手段による空港建設はやめろ」と公約した国と空港会社が、ふたたび力づくで農地を取り上げようとするのが今回の事態です。

空港公団の買収自体が違法でした

■注2■

問題の農地は、今から18年も前の1988年に、耕作者の市東東市（当時）さんにまったく知らせることなく非農耕者である空港会社が、旧地主から買収していました。この事実を耕作者本人が知ったのは、実に15年後の2003年の新聞報道によってです。登記も行われず、ひた隠しにされ、地代も何食わぬ顔で旧地主が受け取っていました。農地法と農業委制度のもとでこれは絶対に許されません。

農地法は、小作者本人の同意なしにその農地の所有権を取得することを禁じています。誠実に農業を続ける者が、自らの意志に反して耕作地を奪われることのないようにしたのです。問題の農地の耕作権解除申請自体が不当なことは明らかです。